

九州大学産学官連携イノベーションプラザレンタルラボ使用細則

平成25年度九大細則第1号

制 定：平成25年 6月18日

最終改正：平成29年 3月31日

(平成28年度九大細則第17号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学産学官連携イノベーションプラザレンタルラボ使用規程（平成25年九大規程第9号。以下「規程」という。）第6条第4項及び第10条第4項の規定に基づき、九州大学産学官連携イノベーションプラザレンタルラボにおける部局管理運用部分の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 セミナー室の使用時間は、原則として、平日午前9時から午後5時までの間とする。

(使用料)

第3条 規程第6条第3項に規定する使用者は、次の表に掲げる使用料を負担するものとする。

ただし、使用料が年額で定められている区分について、事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の額は、年額を12で除した額に月数を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

区分	使用料
事業化推進室、研究室（4）、（5）、（6）、（8）	年間1平方メートル当たり10,000円
セミナー室	1時間当たり1,600円（光熱水料を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、規程第3条に規定する委員会の議を経て、使用料を個別に定めることができる。

(徴収方法)

第5条 使用料は、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、支払わなければならない。

2 一度納付された使用料は、原則として返還しない。ただし、天災その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りではない。

附 則

この細則は、平成25年6月18日から施行する。

附 則（平成25年度九大細則第30号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大細則第23号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大細則第17号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。